

令和2年度予算「放送コンテンツ海外展開強化事業（地域連携型）」 公募要領

放送コンテンツ海外展開強化事業（地域連携型）（以下「本事業」といいます。）について、公募を行いますので、交付を希望される方は、以下に定める内容に従って、申請願います。

1. 本事業の目的

本事業は補助金を受けて事業を行う者（以下「間接補助事業者」といいます。）が、他の民間事業者等との連携を通じて、我が国の魅力を発信するコンテンツを制作し、海外において放送するとともに、放送と連動した事業（以下「連動事業」という。）を実施し、それらの効果を測定する事業により、訪日観光客の回復、地域産品の販路拡大等に資する情報発信等を促進し、我が国産業の国際競争力強化及び地域経済の活性化を図ることを目的とします。

2. 申請に当たって

本事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法」といいます。）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱（平成20年4月1日総経促第28号）及び情報通信利用促進支援事業費補助金交付規程（放送コンテンツ海外展開強化事業（地域連携型））のほか本公募要領の規定に基づき実施します。

上記の法律、政令、規則又は要綱は下記のURLから参照することができます。

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/（法令データ提供システム）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000669878.pdf（総務省ホームページ）

3. 本事業における間接補助事業者の要件

以下の（1）及び（2）のいずれをも満たすこと。

- （1）法人であること（個人での申請は不可）
- （2）地方公共団体と連携して事業を実施すること

4. 補助率等について

申請に当たっては以下の点にご留意ください。

- （1）本事業の交付決定額は、補助対象経費の2分の1以内に相当する額とし、補助額の上限は2,000万円です。交付決定額に1千円未満の端数が生じたときは切り捨てとなります。
- （2）消費税は補助対象経費に含まれないため、原則として、補助対象経費から除外して算定し、申請してください。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないもの等については、消費税を含む額で申請することも可能です。

また、海外において付加価値税還付制度が存在し、補助対象経費に付加価値税を計上する場合には、原則として、還付に係る検討等を行い、還付額が明らかとなった場合に報告してください。必要に応じて補助金の減額又は国庫納付が生じることがあります。詳細は別紙をご参照ください。

- (3) 補助対象経費として計上する経費は、同じ項目に関して、他の官公庁等からの公的な補助金・助成金等を二重に受けることはできません。ただし、地方公共団体及び企業・団体からの支援・協賛金についてはこの限りではありません。他の官公庁などからの補助金・助成金等を利用する場合には、費目や経費を明確に切り分けて計画・精算する必要があります。
- (4) 交付決定日前に発注、購入、契約等実施したものは、補助対象経費として計上できません。

5. 補助対象経費の区分及び内容について

本事業の補助対象経費の区分及び内容は、下表のとおりです。

なお、交付決定後に、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合は、原則として事前に補助事業者（株式会社博報堂 DY メディアパートナーズ。以下「事務局」といいます。）の承認を受けなければなりません。

補助対象経費の区分等

補助対象経費	
区分	内容
(1) コンテンツの制作にかかる費用	次に掲げる経費で事業を実施するために必要なものに限る ア. 企画費（企画調査費、取材費、脚本料、印刷製本費） イ. 人件費（人件費、出演料） ウ. 制作費（撮影費、旅費（宿泊費含む）、編集費、翻訳料、通訳料） エ. 事業に係る広報費（パブリシティ費）、視聴率測定等にかかる費用
(2) 海外放送枠の確保等にかかる費用	ア. 放送枠の確保にかかる費用
(3) 連動事業にかかる費用	次に掲げる経費で事業を実施するために必要なものに限る ア. 企画費（企画調査費） イ. 人件費（人件費、出演料） ウ. 運営費（会場費、出展費、施工費、整備費、音響照明費、翻訳料、通訳料、旅費（宿泊費含む）） エ. 事業に係る広報費（パブリシティ費）、効果測定等にかかる費用 オ. 制作した番組・関連映像の配信等にかかる費用
(4) その他費用	その他事業を実施するために必要な経費

6. 申請方法等について

(1) 申請方法

本事業への申請を希望する事業者は、以下から、公募申請書類一式をダウンロードいただき、公募要領に従って、全ての書類に必要事項を記載の上、事務局が指定するアドレスに大容量転送システム等を利用してご提出ください。

書式	<p>公募申請書類一式</p> <ul style="list-style-type: none">● 様式1号_公募申請書 (WORD) 別紙 (EXCEL)● 様式2号_令和元年度情報通信利用促進支援事業費補助金交付申請書 (案) (WORD)● 様式3号_事業体制図 (POWER POINT)● 様式4号_事業全体概要、各話の概要 (POWER POINT) ※各話の概要は、この様式に限らないものとする● 様式5号_収支計画 (EXCEL)● 様式6号_見積書 (EXCEL)● 様式7号_事業計画 (EXCEL)
受付期間	2020年8月6日(木)～8月20日(木) 正午
送付先	<p>「放送コンテンツ海外展開強化事業(地域連携型)」事務局 申請は下記の専用ホームページを通じて行います。令和2年度予算「放送コンテンツ海外展開強化事業(地域連携型)」事業専用ホームページの申請フォームに必要事項を入力いただくほか、上記記載の書類を申請フォームの末尾からアップロードすることによりご提出いただきます。 令和2年度予算「放送コンテンツ海外展開強化事業(地域連携型)」専用ホームページ：https://soumu-media-contents.jp</p> <p>(1)申請手順 申請フォームへの入力 ① 専用ホームページから「申請フォーム」にアクセスしてください。 ② 申請フォームに必要事項をご入力ください。</p> <p>(2)提出書類の作成 ① 専用ホームページから「提出書類をダウンロード」にアクセスし、ファイルを任意のフォルダに保存してください。なお、ファイルはZIP形式で圧縮されておりますので、展開(解凍)いただく必要があります。 ② 展開された提出書類に必要事項をご記入いただき、保存してください。 注：提出書類の書式及び仕様等は変更しないようにしてください。</p> <p>(3)申請内容の確認と申請 ① 専用ホームページから「申請フォーム」にアクセスしてください。</p>

	<p>② 申請フォームに必要事項が正しく記載されていることを確認してください。</p> <p>③ 申請フォームの最後から、作成した提出書類を、ファイル形式ごとにアップロードしてください。</p> <p>④ 申請フォームの「確認画面へ進む」を押下し、内容をご確認のうえ、該当の申請内容を印刷してください。</p> <p>⑤ 表示の内容でよろしければ「この内容で申請完了する」を押下し、申請作業を完了してください。</p> <p><u>注：申請完了後に、申請内容を修正することはできません。修正が必要な場合には、改めて申請フォームの入力が必要となります。</u></p> <p>⑥ 申請作業を完了した後、事務局より「申請完了通知」のメールをお送りいたしますのでご確認ください。もし、1時間以上を経過しても該当のメールの受信が無い場合は、事務局にお問い合わせください。</p>
--	---

(2) 質問受付について

本事業についてご質問のある方は、メール本文に質問事項を記載のうえ、事務局宛に電子メールにて送付ください（件名に【地域連携型に関する質問】と記載してください）。質問は全て電子メールでの受付とさせていただきます。回答は、個別に電子メールにて送付致します。

なお、質問の受付期間は、募集開始後、2020年8月17日（月）正午までとなります。それ以降にご質問頂いた場合、回答できない場合がありますので、ご了承ください。

件名	地域連携型に関する質問
受付期間	2020年8月6日（木）～8月17日（月）正午
送付先	<p>「放送コンテンツ海外展開強化事業（地域連携型）」事務局</p> <p>Email : oubo-atmark-soumu-media-contents.jp</p> <p>（スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。）</p>

7. 間接補助事業の選定

提出された申請書類を以下の評価基準に基づき、放送する国・地域・媒体、企画内容等のバランスを考慮して、間接補助事業を選定し、採択の内示をします。

なお、選定は、書面審査にて行い、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。

原則として、採択の内示をした事業については、事業者名および事業内容等を公表します。

I. 事業実施の要件（必須要素）

- (1) 放送コンテンツを制作、発信するとともに、これと連動する事業（動画配信・SNS等による広報を含む）を一体的に展開すること
- (2) 効果検証を実施すること。実施にあたっては、以下の要件を満たすこと

- ① 実施したすべての事業（放送及び連動事業）に対する効果検証を実施すること。実施内容については、別添（効果検証実施内容）を参照し、共通実施項目すべてと、自社で実施する事業内容に合わせ、類型ごとに実施する項目を踏まえて効果検証計画を立てること
- ② リーチに関する調査にあたっては、恣意的ではない方法で視聴率及び SNS・動画共有 PF 上での再生数等を測定すること
- ③ 心理的な変化等の調査にあたっては、番組視聴者 100 名以上に対するアンケートまたはヒアリング調査を実施すること。なお、調査は事務局に対して調査設計を確認し、事務局にて指定する質問を含めること
- ④ 番組で取り上げた主要な場所や事業者・商品に対する調査では、調査には、番組内で取り上げた観光地および日本産品等に関する波及効果を複数年にわたり報告する等、事務局の指示に従って継続的に効果の測定を行うこと

II. 評価要素

<実施体制>

- ① 関接補助事業者として、組織・人員、財政基盤、制作能力において適格性を有すること
- ② 地方公共団体と連携して事業を実施すること
- ③ 関係省庁（外務省・国税庁・文化庁・農林水産省・経済産業省・観光庁・環境省等）と密接に連携すること
- ④ 他分野・他産業等の多様な関係者と幅広く密接に連携すること

<放送コンテンツの発信の形態等>

海外の放送メディア及び放送対象地域を中心に、多くの視聴者にリーチすることが望ましい
 なお、現地で多くの視聴者を有する動画配信サービスを組み合わせる等の取組によって、より多くの視聴者にリーチすることが望ましい

<放送コンテンツの制作の形態等>

- ① 取り上げる地域のニーズ等を踏まえたコンテンツ制作を行うこと
 （地域における輸出重点品目の輸出促進、訪日外国人旅行者の観光誘客推進、各種周年事業との連携等）
- ② 展開先の現地のニーズ・事情について具体的に勘案したコンテンツ制作を行うこと
- ③ 新規撮影素材と既存コンテンツ（撮影済み素材、過去放送番組や素材等）を効果的に組み合わせた企画であることがより望ましい

<連動事業・パブリシティ等>

- ① 放送コンテンツの発信による効果を高める連動事業であること
- ② 番組や関連映像の配信、SNS 発信、イベントをはじめ、放送と連動した取組がなされること
- ③ SNS を活用した短尺の動画コンテンツの発信等、番組の効果的な広報がなされること

<自走化の計画>

- ①海外展開に継続的に取り組む複数年度の具体的な事業計画があること。取組実績を有する場合は、過年度実績を踏まえた事業計画とすること
- ②自治体・企業・団体からの協賛等、他分野・他産業と連携した継続的な事業展開に関する計画を有することが望ましい
- ③海外放送事業者による放送枠等の無償提供、もしくは共同制作費の一部負担がなされることが望ましい
- ④制作したコンテンツの国内外での二次流通（放送、番組販売、配信、リメイク・フォーマット販売、関連する映像作品の流通等）に関する計画を有することが望ましい

<波及効果>

- ①地域経済活性化、日本文化・日本語教育の浸透への貢献が強く期待できること
- ②放送コンテンツ及び連動事業等による効果検証の計画が適切かつ具体的であること
- ③番組内で取り上げた観光地および日本産品等に関する波及効果を複数年にわたり調査する等、継続的に効果の測定を行う計画を有することが望ましい

8. 交付決定

採択の内示を受け、交付の申請を行った者に対して交付決定を行います。

9. スケジュール（想定）

2020年8月6日（木）～8月17日（月）正午	事業企画募集に係る質問受付期間
2020年8月6日（木）～8月20日（木）正午	申請書類提出期間
2020年8月下旬（想定）	審査（ヒアリング）
2020年9月上旬・中旬（想定）	事業採択の内示
2020年9月下旬（想定）	交付申請書の提出、交付決定（補助事業の開始）
2021年2月26日（金）	効果検証を含めた事業の完了

10. 本事業の実施に当たっての留意点

- ・ 申請書類は日本語で記載してください。また、ヒアリング等を行う場合は日本語で実施します。
- ・ 事務局事業の遂行状況等について定期的に報告を求めます。
- ・ 事業実施中に事業の内容を変更する場合、事前に間接補助事業者から事務局に事業計画変更承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。原則として、事後の変更承認は認められません。ただし、軽微な変更については変更内容を事務局に報告し、事業計画変更承認申請書の要否も含め、その指示を受けるものとします。
- ・ 補助金の支払については、間接補助事業者から実績報告書の提出を受け、補助事業者において補助金の額の確定をした後の精算払いとなり、原則として概算払いは認められません。

- ・ 実績報告に基づき、必要に応じて現地調査を行い、補助金の額を確定します。補助金は、事業を行うために必要な経費として認められたものに限り、支払を証明できる証拠書類等が整備されていない場合は、原則として必要な経費として認められません。
- ・ 実績報告書提出時に、本事業において制作した番組のダイジェスト映像（2～3分程度）、放送番組及び連動事業において制作した短尺動画コンテンツの提出を求めます。
- ・ 実績報告書の作成等に伴う人件費、旅費及び郵送費等は、補助対象外となります。（例）事務局との面談のために要する旅費、ダイジェスト映像の編集費、事務局へ書類提出の際の郵送費等
- ・ 本事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、本事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- ・ 本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ・ 本事業実施中または終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。間接補助事業者が適正化法等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- ・ 本事業の実施により、財産権が発生した場合は、その権利は間接補助事業者に帰属します。なお、総務省及び事務局は間接補助事業者に対して、当該権利の利用に関し、協力を要請することがあります。
- ・ 本事業の終了後、間接補助事業者に対し、放送コンテンツの海外展開の状況についての報告を要請することがあります。
- ・ 本事業の実施の過程で、我が国の放送コンテンツの海外展開を行う事業者による放送コンテンツの制作の自由度を本事業の趣旨に反して不当に制限する行為は行わないようにしてください。
- ・ 本事業の交付を受けて制作した放送コンテンツの活用により、相当の収益が生じたと認められる場合（収益が国庫補助金の確定額を上回る場合等）は、国庫補助金に相当する額の全部又は一部に相当する金額（ただし、補助金の確定額の合計を上限とする。）を納付いただく場合があります。

補助事業における消費税の取扱いについて

1 消費税仕入控除税額に係る処理について

<対象となる場合及び手続きの概要>

補助事業において支払う消費税を補助対象として計上する場合には、補助金に係る仕入控除税額が発生する可能性があるため、消費税の確定申告において仕入控除税額が明らかとなった場合に、当該補助金に係る仕入控除税額を報告し、交付規程に従い補助金を返還しなければなりません。

そのため、原則として交付申請書の補助金申請額の算定段階において、消費税は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。ただし、申請時に仕入控除税額が明らかになっていない場合は、消費税を含む額で交付申請することも可能です。

同制度の説明については以下の参考を確認してください。

【参考：仕入税額控除とは】

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。

税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者には消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはなりません。

しかし、補助金として受け補助事業において支払った消費税は、その全部又は一部が支払い消費税の対象になるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることとなります。

したがって、補助金により支払った消費税についても仕入税額控除を受けたときは、その控除額に含まれる補助金額を補助金交付要綱に従い国に返還しなければなりません。

<具体的処理方法>

- ・ 消費税の確定申告後、補助金に係る消費税の仕入控除税額が確認された場合には報告書を速やかに作成します。
- ・ 補助金に係る消費税の仕入控除税額が発生しない場合には、その理由がわかる資料を整理してください。
- ・ 実績報告書作成時に補助金に係る消費税の仕入控除（又は還付）税額が明らかな場合は、その分を減額して報告してください。
- ・ 確定検査後に、消費税の確定申告（補助事業者の事業期間が4月～3月の場合、翌年5月）があり、控除（又は還付）を受けることが通常であるため、消費税を含めて補助金の交付を

受けた場合には、忘れずに本処理を行ってください

(参考事例)

事業活動による売り上げに掛かる消費税預かり消費税が 1,000 万円、仕入に係る消費税（支払消費税）を 700 万円として消費税の確定を行ったとする。

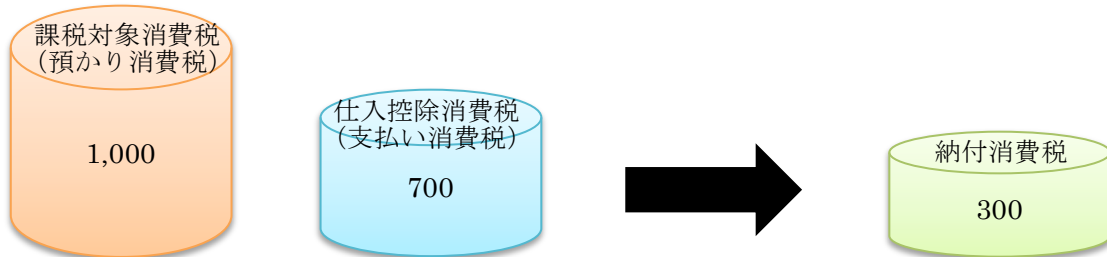
(1) この事業者は国から補助金を受けていない場合 $1,000 - 700 = 300$ 万円の消費税額を税務署に納付するのみである。

(2) しかし、補助金を受け、仮に支払い消費税 700 万円のうち 200 万円が補助金によるものであったとする。この場合、当該 200 万円は預かり消費税 1,000 万円は計上されない一方、支払い消費税 700 万には計上される。このため上記の例に加え、自らが負担していない当該 200 万円を国へ返還することも必要となる。

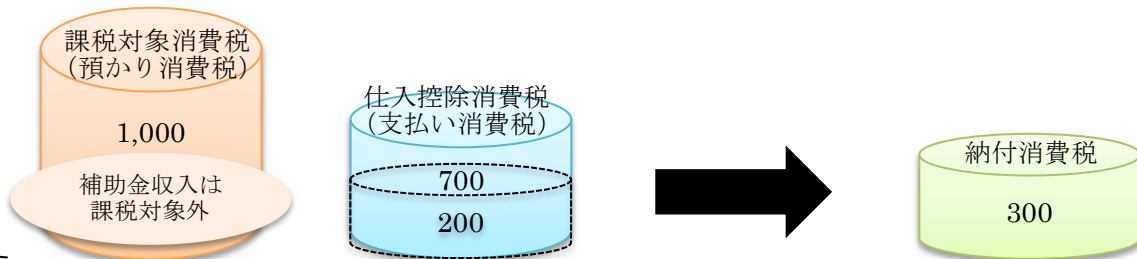
(注) ここでは、支払い消費税額 700 万円全額の控除が認められたことを想定。

【イメージ】

(1) 補助金を受けていない場合



(2) 補助金を受けている場合



2 付加価値税還付に係る処理について

<対象となる場合及び手続きの概要>

海外において支出する場合、現地で不課税対象とならない一部の経費にかかる付加価値税については、各国の制度に則った申請手続き等をとることで、還付が認められるケースがあります。そのため、付加価値税還付制度が存在する国において補助対象として付加価値税を計上する場合には、付加価値税還付に係る検討等を行い、補助事業終了後に付加価値税還付額が明らかとなった場合には、当該補助金に係る付加価値税還付額を速やかに報告することが必要です。なお、還付代行業者などに支払う付加価値税還付に要した経費については、補助金対象経費とならない場合であっても、当該還付にのみ要した経費（※）であれば、報告と併せて証憑類を添付することで、付加価値税還付額から控除することが可能です。

付加価値税還付額が確定し、補助事業者からの報告を受けた場合には、当該付加価値税還付額に係る補助金の返還を命じることとなります。

（※ 補助対象外の付加価値税も含めて還付手続きをしている場合には、按分等合理的な方法により計算してください。）

<具体的処理方法>

- ・ 付加価値税還付にあたっては、申請者を限定する国があるなど、専門的な知識が要求されることから、補助事業の実施段階から還付代行業者などと相談のうえ付加価値税還付の可否について検討を行ってください。
- ・ 付加価値税還付額が確認された場合には報告書を速やかに作成します。
- ・ 付加価値税還付にあたっては、還付申請期限や還付手続きに要する日数が各国の事情により異なります。そのため、上記の報告書の提出にあたっては、その報告時期について確認を行う場合があります。
- ・ 付加価値税還付申請のため、税務当局などに請求書の原本等を提出したことにより、額の確定時に原本を用意できない場合には、コピー等による代替書類の準備をお願いいたします。